

一般社団法人日本活断層学会著作権規程

2017年4月22日理事会決定
2018年4月21日理事会一部改定

第1条 一般社団法人日本活断層学会が発行する出版物および活断層研究会が発行した『活断層研究』第1号～第27号に受理・掲載された論文、記事等の著作物の著作権（著作財産権、copyright）は、特別の断わりがない限り、一般社団法人日本活断層学会に帰属する。

第2条 当該著作物の一部あるいは全部を複写、引用、転載する場合は、第3条及び第4条に定める場合を除いて、事前に本会の許可を得るものとする。

第3条 当該著作物の一部を研究、教育、普及等の非営利目的のために複写、転載する場合には、本会の許可を必要としない。ただし、その場合には、当該著作物の出典を明示しなければならない。

第4条 著作者が研究、教育、普及等の非営利目的で当該著作物の一部あるいは全部を複製、翻案、翻訳、公衆送信する場合には、本会はこれを妨げない。その場合は、当該著作物の出典を明示しなければならない。ただし、当該著作物の全部を複製の形でそのまま他の著作物に利用する場合は、事前に本会に文書で申し出を行うことを原則とする。

第5条 著作権の運用にあたって、本会は著作者人格権に十分留意するものとする。

第6条 この規程の改定及び廃止は、理事会で決議を得なければならない。

附則

1 著作権が一般社団法人日本活断層学会に帰属する著作物は、次のものとする。

学術誌『活断層研究』（但し、表紙写真及び口絵の著作権は著作者に帰属する）およびその pdf 版
学術大会講演予稿集

日本活断層学会ホームページ等公衆送信で提供するもの

2 著者のウェブサイトにおいて『活断層研究』の原稿を掲載する場合は、以下の規定を遵守すること。

(1) 投稿中の原稿で未受理の場合、『活断層研究』に投稿中であることをウェブサイトに明記する。

(2) 原稿が受理され、著作権が学会に移った時点では、『活断層研究』に受理されたこと、著作権が一般社団法人日本活断層学会に帰属することを明記する。

(3) 原稿が印刷され、『活断層研究』に掲載された時点では、原稿の出版物は一般社団法人日本活断層学会より出版されていること、著作権が一般社団法人日本活断層学会に帰属することを明記する。

3 本規程は2017年4月22日から施行する。